

見附市告示第10号

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月19日

見附市長 稲田 亮

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱（平成19年見附市告示第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

その他市長が必要と認める機関

別表第2に次のように加える。

その他市長が必要と認める者

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。